

事業用太陽光発電所売買において買い手がチェック・確認すべき事項

初版発行：2025 年 10 月

1 説明項目の確認

JPEA は HP に掲載している事業用太陽光発電所売買マッチング事業者に対して、取引時に買い手側に以下の項目を書面にて説明することを求めています。それぞれの項目に対して、説明を受け理解できたことをご確認ください。

	確認項目・内容	チェック
取引時の説明	①事業のための権原に関する説明	☐
	②関係法令遵守状況に関する説明	☐
	③土木・構造物に関する説明	☐
	④発電設備に関する説明	☐
	⑤発電実績に関する説明	☐
	⑥保守点検記録に関する説明	☐
	⑦ハザードに関する説明	☐
	⑧保険に関する説明	☐
	⑨維持管理に関して今後実施すべき内容の説明（業者選定含む）	☐
	⑩買取期間・交付期間終了後の売電に関する説明、収支シミュレーションに関する説明	☐
	⑪地域共生の状況に関する説明（説明会の実施実績や地域住民からのクレームの有無等）	☐

2 事業計画ガイドラインの主な記載事項の確認

FIT/FIP 発電設備の所有者（発電事業者）は、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（*1）」に記載された、要求事項に従って発電所の運用・保守を行うことが求められます。以下に主な項目・内容を記載しますので、ご確認ください。なお、本記載は FIT/FIP 設備に求められる内容ですが、非 FIT/FIP 発電設備の場合も、内容に応じて法的または自主的な対応が求められます。

	確認項目・内容	チェック
企画立案・設計時の確認	① 土地の選定・開発段階において、関係法令及び条例の規定に従い選定・開発がなされたこと、また、土地開発が土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全に配慮してなされたことを確認することが望まれます。	☐
	② 発電設備の設計段階において、電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務やその他関係法令を遵守し設計がなされたこと、また、感電・火災その他人体に危害を及ぼすおそれ又は物件に損傷を与えるおそれがないように、電技省令・電技解釈及び太技省令・太技解釈と同等又はそれ以上の安全を確保した設計が行われたことを確認することが望まれます。	☐
	③ 出力 20kW 以上の太陽光発電事業者は、発電設備の外部から見えやすい場所に、事業計画における以下の項目について記載した標識を掲示することが必要です。 ・発電設備の名称 ・設備 ID ・発電設備の設置場所 ・発電設備の出力 ・認定事業者名、住所 ・保守点検責任者名 ・認定事業者または保守点検責任者の連絡先 ・運転開始年月日	☐

* 1 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）の全文は以下でダウンロード可能です。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_solar.pdf

	確認項目・内容	チェック
発電所の運用・管理	1. 保守点検及び維持管理に関する計画の策定及び体制の構築 保守点検及び維持管理に係る実施計画を策定すること、および策定した保守点検及び維持管理計画に基づき、適切に保守点検及び維持管理を実施する体制を構築することなどが求められます。その際、関係法令及び条例の規定に従うことが必要です。	☐
	2. 通常運転時に求められる取組 (1) 安全の確保に関する取組 発電設備が電気事業法に規定する技術基準(*2)に適合し続けるよう、適切に保守点検及び維持管理を実施することが求められます。また、その他の関係法令及び条例の規定に従い、発電設備を運転すること、および保守点検及び維持管理計画に則って、保守点検及び維持管理を実施すること、実施状況や保守点検結果について、定期的に報告すること(*3)、保守点検及び維持管理の内容について記録・保管することなどが求められます。さらに民間団体が作成したガイドラインを参考にし、これらと同等又はこれら以上の内容により、着実に保守点検及び維持管理を実施することが推奨されています。	☐
	(2) 発電性能の維持に関する取組 発電性能の維持に関する取組も(1)と同様に、保守点検及び維持管理計画に則って、保守点検及び維持管理を実施すること、実施状況や結果を定期的に報告すること、記録・保管することが求められます。	☐
	(3) 出力制御 出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力することや、出力の抑制を行うために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置を講ずることが求められます。	☐
	3. 非常時に求められる対処 落雷・洪水・暴風・豪雪・地震等による発電設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合、直ちに発電（運転）状況を確認した上で、速やかに現地を確認し、発電設備の損壊、飛散、感電のおそれがないことを確認するように努めること。また、発電設備に異常が生じた場合、電気事業法等の規定に則った適切な措置を講ずることなどが求められます。	☐
	4. 周辺環境への配慮 地域住民に十分配慮して事業を実施されていることを確認することが望めます。また、事業地の管理において、防災や設備安全、環境保全、景観保全などに関する対策が、計画どおり適切に実施されているかを随時確認し、周辺環境への影響がないように管理するように努めること、また、計画策定段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然環境、近隣への配慮を行うように努めることが求められます。	☐
撤去及び処分	5. 調達期間/交付期間終了後の事業継続 ① 再エネ特措法に基づく調達期間/交付期間終了後も、適宜設備を更新することで、事業を継続することが望めます。 ② 調達期間/交付期間終了後の事業継続のあり方について、具体的な計画を立案し、当該計画の概要について報告することが必要です。	☐
	① 積立対象区分等に該当する発電設備を所有する認定事業者は、発電設備の解体等に要する費用に充てるための金銭を解体等積立金として積み立てることが必要です。また、災害等による発電事業途中での修繕や撤去及び処分に備え、火災保険や地震保険等に参加することが望めます。	☐
	② 事業を終了した発電設備について、撤去までの期間、建築基準法の規定に適合するように適切に維持管理すること。また、発電設備の撤去及び処分は、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに行うことが必要です。	☐
	③ 発電設備の撤去及び廃棄を自ら行う場合、廃棄物処理法における産業廃棄物処理に係る規定を遵守し、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者への委託、適正な対価の支払、廃棄物の情報提供、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等を行うことが必要です。発電設備の廃棄を含む撤去（解体工事）を発注する場合は、発注先の排出事業者において、適切な産業廃棄物の処理体制が構築されていることを太陽光発電事業者においてあらかじめ確認することが望めます。	☐

*2 技術基準：詳細は以下を参照ください

発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令

発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈

発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に関する逐条解説

*3 定期報告

詳細は「なっとく！再生可能エネルギー FIT・FIP 制度 費用の定期報告」を参照ください。